

静岡市介護保険パンフレット広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主財源を確保するとともに市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市が介護保険制度を周知する事業に支障のない範囲内においてパンフレットに広告を有償で掲載するものとし、当該広告の掲載の取扱いに関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パンフレット 介護保険に関する情報を提供するために市が年1回発行する冊子である静岡市介護保険パンフレットをいう。
- (2) 市内事業者 市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事業所等をいう。）を有する事業者をいう。

(広告枠等)

第3条 パンフレットに掲載する広告（以下「広告」という）の枠の位置及び大きさは、広告の募集の都度市長が定める。

(広告の規格)

第4条 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示しなければならない。

- 2 広告には、その上部に縦1センチメートル、横2センチメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。
- 3 広告には、広告料をパンフレットの印刷費の一部として用いることを明記しなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、パンフレット発行の都度行うものとし、インターネット等の利用その他の市長が適当と認める方法により公募する。

(最低募集価格)

第6条 広告の最低募集価格は、募集の都度市長が定める。

- 2 広告のデザイン作成に要する費用は、広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告掲載希望者は、静岡市介護保険パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 次に掲げる者は、広告掲載の申込みをすることができない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条又は第52条に規定する保険給付の対象となるサービスを業として行う事業者
- (2) 葬祭、墓地及び墓石を専ら取り扱う事業者
- (3) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (4) 各種法令に違反している事業者
- (5) 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (6) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (7) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (11) たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- (12) 興信所・探偵事務所等
- (13) 占い、運勢判断に関する業種
- (14) ギャンブル等依存症対策基本法第2条に規定するギャンブル等に関する業種
（公営競技事業者は除く。）
- (15) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの
（広告主の決定等）

第8条 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは、当該申込みに係る広告の内容について、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会にお

いて掲載の適否を審査した後、掲載の可否を決定する。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、パンフレットに掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号）に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、パンフレットに掲載する広告として市長が適当でないと思われるもの

3 市長は、第1項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載適合認定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により当該広告掲載希望者に通知する。

4 前項の規定により広告掲載適合認定通知書の交付を受けた者は、市長が指定する期日までに見積書を提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により見積書を提出した者のうち、その見積価格があらかじめ市長が定めた最低募集価格以上で、かつ最も高い金額である者を広告主として決定する。

6 前項の場合において、見積価格が最も高い掲載希望者が複数いる場合は、市内事業者である者を広告主とし（市内事業者が複数ある場合は、抽選により決定する。）、市内事業者である者がいないときは、抽選により決定する。

7 第5項又は前項の規定により広告主となった者は、速やかに承諾書（様式第4号）を提出するものとする。

(広告内容の承認等)

第9条 前条第5項又は第6項の規定により決定した広告主は、広告の内容について、市長が指定する期日までに、原稿を提出して市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により広告主から提出された原稿について、パンフレットに掲載することが適当でないと認めるときは、広告主に対して変更を求めることができる。

3 第1項の原稿の作成に要する費用及び前項の規定による原稿の変更に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は前払いとし、広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項に規定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。

(2) 第9条第2項に規定する広告内容の変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告の内容が改善される見込みがないとき。

(3) 前条に規定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

2 市長は前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときには、広告掲載決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載の決定が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(管轄する裁判所)

第14条 この要綱に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、静岡地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

静岡市介護保険パンフレット広告掲載申込書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

静岡市介護保険パンフレット広告掲載取扱要綱第7条の規定により、広告原稿を添付して下記のとおり申し込みます。申込みに当たっては、「静岡市介護保険パンフレット広告掲載取扱要綱」及び「静岡市広告掲載基準」を遵守します。

記

- 1 件名
- 2 業種・事業内容
- 3 広告の内容等
- 4 条件

各種法令及び静岡市の広告関連規定を遵守し、実施にあたっては静岡市の指示に従います。

（注）

- 1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。
- 2 事業者にあつては事業の概要が分かる書類を、資格又は免許を必要とする業種にあつてはそれを証明する書類の写しを添付してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長名

印

広告掲載適合認定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市介護保険パンフレットへの広告の掲載については、静岡市介護保険パンフレット広告掲載取扱要綱に適合するものと認めますので、同要綱第8条第3項の規定により通知します。

つきましては、同要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり見積書を提出してください。

記

- 1 件名
- 2 見積書の提出期限 年 月 日必着
- 3 提出場所

（注）同封の見積心得を承知の上、見積参加してください。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長名

印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市介護保険パンフレットへの広告掲載については、下記のとおり掲載しないことと決定しましたので、通知します。

記

掲載しない理由

様式第4号（第8条関係）

契約保証金
静岡市契約規則
第35条第4号
により免除

承諾書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

静岡市介護保険パンフレットへの広告掲載に当たり、以下の内容について承諾します。

件 名	年度静岡市介護保険パンフレット広告掲載
広告の掲載箇所	最終ページ 枠目
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む。）
広告掲載料納入期限	年 月 日（ ）
広告原稿のサイズ	（縦） cm×（横） cm
広告原稿の色数	
広告原稿の提出方法	完全データ入稿
その他	1 広告の内容については、静岡市の指示に従います。 2 静岡市介護保険パンフレット広告掲載取扱要綱、静岡市広告掲載基準及び別紙広告仕様書を了承のうえ、履行します。

様式第5号（第11関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長名 印

広告載決定取消通知書

年 月 日付けで静岡市介護保険パンフレットへの広告の掲載を決定しましたが、下記のとおり掲載を取り消しますので通知します。

記

取消しの理由